

宿泊約款

第1条 適用範囲

- 1 当センターが宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当センターが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

- 1 当センターに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当センターにまず申し出ていただきます。
 - (1)宿泊者名、住所、連絡先、団体にあっては、団体名、代表者名、連絡先
 - (2)宿泊日及び宿泊人数
 - (3)その他当センターが必要と認める事項
- 2 申し出を受け付け（仮予約の成立）後、当センターに利用申込書の提出をしていただきます。
- 3 宿泊客が、宿泊中に第1項第2項の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当センターは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊等契約の成立など

- 1 宿泊契約は、当センターが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当センターが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第4条 宿泊契約締結の拒否

- 1 当センターは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1)宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2)満室（員）により宿泊室に余裕がないとき。
 - (3)宿泊しようとするものが、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4)宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体に属するとき。
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。

- (5)宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6)宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7)宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊及び施設を使用させることができないとき。
- (9)静岡県旅館業法施行条例第5条に規定する場合に該当するとき。
- (10)ペット同伴で宿泊するとき。

第5条 宿泊者の契約解除権

- 1 宿泊者は、当センターに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当センターは、宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合又は食事の取り止め及び数量を減ずる場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
- 3 当センターは、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することがあります。

第6条 当センターの契約解除権

- 1 当センターは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
 - (1)宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良にお風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2)宿泊客が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体に属するとき。
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。
 - (3)宿泊客が泥酔などにより他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき、またはその恐れがあるとき。
 - (4)宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5)宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6)天災など、不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7)静岡県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
 - (8)寝室での寝たばこ、指定された場所以外での喫煙、消防用設備などに対するいたずら、その他当センターが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- 2 当センターが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊者がいまだ提供を受けていない宿泊サービスなどの料金はいただけません。

第7条 宿泊の契約

- 1 宿泊者は、利用申込書に次の事項を記入し、利用日一ヶ月前までにセンターに提出していただきます。
 - (1)宿泊者の氏名、住所、連絡先、団体にあっては、団体名、代表者名、住所、連絡先
 - (2)外国人にあっては国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日、パスポートのコピー
 - (3)出発日及び出発予定時刻
 - (4)その他当センターが必要と認める事項
- 2 利用申込書等に記入いただきました個人情報は、当宿泊施設が宿泊業務を行う為に使用するものであり、それ以外に使用することはありません。

第8条 宿泊室の使用時間

- 1 宿泊者が当センターの宿泊室を使用できる時間は午後3時から翌朝9時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日利用することができます。
- 2 当センターは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の宿泊室等の利用に応じことがあります。この場合には条例に規定する研修室等利用料に基づき、追加料金を申し受けます。

第9条 利用規則の遵守

宿泊者は、当センター内においては、当センターが定めてセンター宿泊室内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第10条 料金の支払い

- 1 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払は通貨にて、宿泊者の出発の際又は当センターが請求した時、事務所において行っていただきます。
- 3 当センターが宿泊者に宿泊室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第11条 当センターの責任

当センターは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当センターの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第12条 契約した宿泊室の提供ができないときの取扱い

- 1 当センターは、宿泊客に契約した宿泊室を提供できないときは、宿泊者の了解を得てできる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2 当センターは、前項に規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊者に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、宿泊室が提供できることについて、当センターの責めに帰すべき事由がないときは、

補償料を支払いません。

第13条 宿泊者の手荷物又は携帯品の取扱・保管

- 1 宿泊者が当センターにお持込みになった手荷物又は携帯品については、宿泊者の自己管理によるものとし、当センターは一切の責めは負いません。
- 2 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が当センターに置き忘れられていた場合において、原則として所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求める。所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、貴重品については発見日を含め7日以内に最寄りの警察署に届け、その他の物品については3ヶ月経過後処分いたします。ただし、飲食物、タバコ、雑誌類は宿泊者がチェックアウトしたのち即日処分させていただきます。ただし、未開封に限り保管期限は発見日を含めた3日間とさせていただきます。

第14条 駐車の責任

宿泊客が当センターの駐車場をご利用になる場合、当センターは場所をお貸しするものであって、車両の保管責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当センターの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第15条 宿泊者の責任

宿泊者の故意又は過失により当センターが損害を被ったときは、当該宿泊客は当センターに対し、その損害を賠償していただきます。

第16条 免責事項

当宿泊施設内からのコンピューター通信のご利用にあたっては、宿泊者ご自身の責任で行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当宿泊施設は一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当宿泊施設が不適切と判断した行為により、当宿泊施設及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金などの内訳（第10条第1項関係）

備考

- 1 基本宿泊料は、ホームページ上に記載する料金及び事務所でお渡しする料金表によります。
- 2 施設を貸切る場合は、規定の利用料に準じた貸し切り料をいただきます。
- 3 3歳未満については、料金をいただきません。

利用区分	内訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金 基本宿泊料金（個人料金・貸切料金）
	追加料金 その他の利用料金 (研修室等利用料、飲食料、体験料など)
	寝具料 一式、1人当たり、1夜につき
	税金 消費税

別表第2 違約金（第5条第2項関係）

(1)宿泊施設利用料

契約解除の通知を受けた日	キャンセル規定
7日～4日前	利用料の20%
3日～2日前	利用料の50%
1日前	利用料の80%
当日 無連絡キャンセル	利用料の100%

(2)研修室等利用料・寝具料

契約解除の通知を受けた日	キャンセル規定
7日～2日前	0%
1日前	利用料の50%
当日 無連絡キャンセル	利用料の100%

(3) 食事代金（キャンセル）

契約解除の通知を受けた日	キャンセル規定
7日～5日前	0%
4日～1日前	合計料金の 50%
当日 無連絡キャンセル	合計料金の 100%

(4) 食事代金（減数）

契約解除の通知を受けた日	キャンセル規定
7日～5日前	0%
4日～1日前	合計料金の 30%
当日 無連絡キャンセル	合計料金の 100%

※食事の減数については、合計数の 30%を超える場合、違約金をいただく場合があります。

別表第3 損害賠償金（第15条関係）

項目	金額	備考
クリーニング代金	2,000円	寝具を汚損した場合
ルームキー	2,000円	鍵紛失した場合
ロッカーキー	1,000円	鍵紛失した場合